

平成 30 年和泉市教育委員会第 6 回定例会

日 時 平成 30 年 6 月 7 日(木) 午後 1 時 30 分から
場 所 和泉市役所 3 号館 3 階 市議会委員会室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	槇野 勝美
委員	松尾 孝人
委員	藤原 安次
委員	藤原 真佐子

事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼学校教育部長 (学校教育部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
理事兼教育総務室長	立花 達也
指導室長	上田 茂幸
教育総務室総務企画担当課長	東 直樹
教育総務室学校施設担当課長	藤原 寛
指導室指導担当課長	大野 浩昭
指導室教職員担当課長	鈴木 俊孝
指導室人権教育担当課長	阪下 誠
教育センター所長	杉前 洋
指導室総括主幹	武市 久美子
教育総務室総務企画担当総括主幹	山本 暢子
教育総務室総務企画担当主幹	岩井 靖久
教育総務室総務企画担当総括主査	蓮池 昌司
(こども部)	
こども部長	北野 泰史
こども未来室長	山本 幸永
(生涯学習部)	
生涯学習部長	堂ノ上 宏幸
生涯学習部次長	
文化財振興・久保惣記念美術館担当	乾 哲也
読書振興・青少年センター担当	堀内 真弓
生涯学習・スポーツ振興担当	辻野 明子

生涯学習課長
生涯学習課長補佐

西角 雅士
尾郷 森太郎

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 審議事項

議案第 29 号 和泉市適正就学対策審議会規則の一部を改正する規則制定について

議案第 30 号 和泉市社会教育委員の委嘱について

4. 報告事項

(1) 和泉市立学校園における学校閉庁日の実施について

5. その他の報告事項

6. 閉 会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、平成 30 年和泉市教育委員会第 6 回定例会を開会させていただきます。 まず前回の第 5 回定例会の会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、前回の第 5 回定例会の会議録について承認することに致します。 続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理と藤原安次委員にお願い致しますので、よろしくお願いします。 それでは、議事を進めさせていただきます。 本日は、審議事項 2 件、報告事項 1 件になります。 まず、審議事項からまいります。 議案第 29 号「和泉市適正就学対策審議会規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（指導室）から説明願います。
大野課長	議案第 29 号「和泉市適正就学対策審議会規則の一部を改正する規則制定について」、指導担当課長大野よりご説明申し上げます。 それでは、資料 2 ページをご覧ください。 まず、この議案の提案の理由でございますが、和泉市適正就学対策審議会の委員について、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由」でございます。 具体的に申し上げますと、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童・生徒の就学の適正を図るために、就学区域の再編成など適正就学に関することを調査、審議するため、和泉市適正就学対策審議会を設置しており、本審議会の委員につきましては、市議会議員、学識経験者、市立学校園の校長、市立学校園に在籍する児童生徒の保護者、公募市民及び臨時委員で構成しております。 その中で、和泉市町会連合会会長様には、第 3 条第 2 項第 2 号で「学識経験者」としてこれまでも委員として委嘱しており、特定する規程がございませんでした。 また、同条第 3 項につきましては、審議会の調査及び審議に係る校区に居住する者のうちから臨時委員に委嘱しており、このたび、槇尾中学校区の審議にあたり、特認校制度による南横山小学校に在籍する児童の保護者を臨時委員として委嘱することはできませんでした。 こうした状況を受け、和泉市町会連合会会長を「住民団体の代表」として規定し、また、特認校制度の保護者を臨時委員として委嘱するための所要の規定の整備を行うものでございます。 次に、改正の具体的な内容でございますが、3 条第 2 項第 3 号に「住民団体の代表者」を追加します。 第 3 条第 3 項において、臨時委員の委嘱について第 1 号に「審議会の調

	査及び審議に係る校区に居住する者」と第 2 号に「前号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認めるもの」を明記します。 今回の規則改正の内容は以上でございます。 最後に、この規則の施行日でございますが、公布の日から施行するものでございます。 以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。
小川教育長	ただいま、議案第 29 号の説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
本間職務代理者	住民団体が町会連合会を指しているということは理解できるのですが、住民団体そのものの定義や要件を示すようなものはあるのでしょうか。
上田室長	この規則を改正するにあたりまして、市の他の規則においても、町会連合会の会長を住民団体の代表と表記しているところを参照してございます。
本間職務代理者	現実的にはそうなのかもしれませんが、規程が一人歩きしてしまうといういろいろな団体がでてくる懸念があります。
小川教育長	実際に町会連合会以外の団体も想定しているのですか。
東課長	町会連合会を想定していますが、他の審議会規則においても、幅広く様々な団体の中から選べるように、このような表現が使われています。
藤原安次委員	では、なぜ今回、町会連合会の会長を選ぶのか理由を説明していただけますか。
立花理事	町会連合会は住民を代表する一番代表的で大きな組織でありますことから、会長にその役割を担っていただきたいと考えております。
槇野委員	町会連合会の会長を選任するのであれば、住民団体というようなファジーな表現をせずに、自治会の代表としてはどうですか。
東課長	委嘱する際には教育委員会でフィルターにかけるので、現実にはどんな団体でも認められるということはありませんので、市の統一的な規則の文言として取り扱うものです。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 29 号について、原案どおり可決することにご異議ございません

西角課長	か。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 29 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 30 号、「和泉市社会教育委員の委嘱について」事務局（生涯学習課）から説明願います。 生涯学習課の西角でございます。 それでは、5 ページ、議案第 30 号「和泉市社会教育委員の委嘱について」ご説明させていただきます。 本件については、和泉市社会教育委員に関する条例第 3 条の規定に基づき、別紙の者を和泉市社会教育委員に委嘱するものでございます。今回委嘱いたしますのは、6 ページの和泉市社会教育委員名簿の N0.8 と 9 の 4 号委員の 2 名でございます。 N0.10 の 5 号委員の公募による市民につきましては、5 月に募集を実施し、1 名から応募がありましたが、去る 6 月 1 日に実施した社会教育委員公募委員選考委員会において最低基準点に達しなかったため、不採用となり、該当者なしとしております。 なお、今回委嘱いたします 4 号委員 2 名につきましては、和泉市と包括連携を結んでおります桃山学院大学と大阪市立大学から推薦いただきました岩田教授と森准教授で、任期は本年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日の 2 年、共に再任となっております。以上でございます。
小川教育長	ただいま、議案第 30 号の説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 30 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 30 号は、原案どおり可決いたします。 審議事項は以上ですので、次に、報告事項に移ります。 以下の内容を報告して終了。 ・和泉市立学校園における学校閉庁日の実施について

平成 30 年和泉市教育委員会第 6 回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。(定員数は会場により異なります。)

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。